

議案第 5 8 号

八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、八広
はなみずき児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
八広はなみずき 児童館	東京都豊島区東池袋一丁目 4 4 番 3 号池袋 I S P タマビル 労働者協同組合ワーカーズコー プ・センター事業団 代表理事 藤田 徹	令和 8 年 4 月 1 日から令 和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

八広はなみずき児童館の指定管理者を指定する必要がある。